

サービス提供体制強化加算について

1. 届出について

職員の割合の前年度の実績により算定の可否を判断します。算定している(算定を希望する)事業所は、毎年3月に職員の割合を計算し、必要に応じて届出を行ってください。
なお、計算した記録は5年間保管してください。

《前年度の運営実績が**6か月以上**》… **前年度11か月(3月を除く)の平均**で職員割合を計算

《前年度の運営実績が**6か月未満**》… **届出日の属する月の前3か月の平均**で職員割合を計算

⇒新たに事業を開始または再開した事業所は**4月目**以降に届出可能

		算定区分	
		変更あり/新規算定	変更なし
算定要件	満たす	必要 *算定開始の 前月15日まで	不要
	満たさない	必要 *すみやかに	不要

2. 提出書類

■全サービス種類共通(原則必須)

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
3. サービス提供体制強化加算に関する届出書(サービスごと)

(注釈)上記の書類は、[【介護サービス事業者\(総合事業含む\)向け】様式集](#)の「2. 体制等に関する届出」からダウンロードできます。

■事業所で備えておく書類(市から求めがあった場合に提出する書類)

- ・サービス種類ごとの必要書類一覧(別紙参照)
- ・サービス提供体制強化加算の計算書(加算区分に応じて)
- ・(参考様式)勤務形態一覧表

(注釈)算定する前年度の4月～2月分について備えておくこと

3. 提出方法

提出の方法は、原則、厚生労働省が構築した「電子申請届出システム(以下、「国システム」と言う。)」から提出してください。

ただし、やむを得ず国システムを利用できない場合は、Web手続き(所沢市電子申請・届出サービス)からの提出も可能とします。

(注釈)電子申請以外の手段による提出は不可とします。

■国システムでの提出方法

下記のページをご参照ください。

[「電子申請届出システム\(厚生労働省\)」の運用開始について](#)

■Web手続き(所沢市電子申請・届出サービス)での提出方法

下記のページをご参照ください。

[印刷、やめてみませんか？使ってみよう、電子申請\(Web手続き\)](#)